

答申第 244 号

情公第 1361 号

令和 7 年 9 月 10 日

神奈川県公安委員会
委員長 笹野章央様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 高橋良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 2 月 21 日付けで諮問された特定事案に関する特定警察署作成文書一部不開示の件（その 1）（諮問第 257 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和5年8月31日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報一部開示決定を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年8月31日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年9月9日、審査請求人が隣人とのトラブルで特定警察署に取り扱われた際特定警察署が作成した文書」について、審査請求人を本人とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和5年9月13日付けで、平成30年9月9日付け警察相談受理票及び警察相談措置票（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 決裁欄、相談受理者欄、報告者欄及び措置状況措置者名欄のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影並びに相談者（申出者）欄の職業、勤務先等、氏名、電話番号、年齢及び生年月日については、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして法第78条第1項第2号本文を理由に不開示とした。

イ 件名欄、相談要旨（申出内容）欄、受理時の措置欄及び措置状況内容欄に記載された内容については、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして法第78条第1項第2号本文を理由に、また、公開することにより、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同項第7号柱書を理由に不開示とした。

(3) 審査請求人は、令和5年12月18日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、警察相談措置票の措置状況措置者名欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名（以下「警部補以下氏名」という。）及び警察相談措置票の措置状況内容欄に記載された内容（以下「本件措置状況内容」といい、警部補以下氏名及び本件措置状況内容を「本件不開示情報」と総称する。）を不開示とした処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部広報県民課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件不開示情報に係る本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る保有個人情報

審査請求人が開示を求めている個人情報が記録されている行政文書は、平成30年9月9日に審査請求人が隣人（以下「本件相談者」という。）とトラブルとなり、特定警察署に取り扱われた件（以下「本件事案」という。）で、特定警察署が作成した文書であり、実施機関は特定警察署で作成し保管している本件行政文書を特定した。

(2) 処分の理由

本件行政文書に記載された情報のうち、本件不開示情報について、実施機関は、以下のとおり、法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同項第7号（事務又は事業に関する情報）柱書に該当すると判断したものである。

ア 警察相談受理票及び警察相談措置票について

相談者からの警察に対する申出を警察相談として受理した場合、その申出内容については警察相談受理票、申出に基づく措置経過や措置結果等の措置状況内容については警察相談措置票を作成している。

警察相談は、相談者の権利利益が尊重され、相談内容の保護が遵守されるという信頼関係の下に成り立つ業務であるため、警察相談業務の取扱いに際しては、相談者からの相談内容の保護に配慮することを遵守して行っているものである。

イ 法第78条第1項第2号該当性について

(ア) 法第78条第1項第2号本文該当性について

法第78条第1項第2号本文には「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

a 警部補以下氏名

警部補以下氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人が識別される情報に該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

b 本件措置状況内容

本件措置状況内容は、本件事案に関する本件相談者の申出に基づく措置状況内容が記載されており、かかる情報は、本件相談者の個人に関する情報である。

よって、本件措置状況内容は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人が識別される情報に該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

(イ) 法第78条第1項第2号ただし書該当性について

法第78条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当する情報は開示すべき旨を規定しているが、本件不開示情報は、以下の

とおり、同号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

a 法第78条第1項第2号ただし書イ該当性について

(a) 警部補以下氏名

警部補以下氏名は、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、法第78条第1項第2号ただし書イに該当しない。

(b) 本件措置状況内容

本件措置状況内容は、本件事案に関する措置状況内容であり、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

なお、審査請求人は警察官が口頭で話した内容の記載は開示するよう主張するが、本件措置状況内容は、本件事案に関する本件相談者の申出に基づく措置状況内容が記載されており、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

b 法第78条第1項第2号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは認められないため、法第78条第1項第2号ただし書ロ及びハには該当しない。

ウ 法第78条第1項第7号柱書該当性について

法第78条第1項第7号柱書は、事務又は事業に関する情報について「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とする旨規定されている。

警察相談事務において、相談者の取扱いにより警察が把握した情報は、相談者の保有個人情報に該当し、当該情報が相談者以外の者に開示されることになれば、県民等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後、相談を行おうとする者が相談や真意を述べることをためらうようになるなど、警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

本件措置状況内容には、本件相談者の取扱いにより本件事案に関して警察が把握した情報が記載されており、これが開示されることになれば、今後の警察相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号柱書に該当する。

なお、審査請求人は警察官が口頭で話した内容の記載は開示するよう主張するが、本件措置状況内容は、本件相談者の取扱いにより本件事案に関して警察が把握した情報が記載されており、上記のとおり法第78条第1項第7号柱書に該当し、本件相談者以外の審査請求人に対して開示することはできない。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件不開示情報が法第78条第1項第2号及び同項第7号柱書に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

(1) 法第78条第1項第2号本文該当性について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、審査請求人が本件相談者とのトラブルにより特定警察署に取り扱われた際に作成された平成30年9月9日付けの警察相談受理票及び警察相談措置票であることが認められる。

実施機関は、本件行政文書のうち本件不開示情報について、審

査請求人以外の特定の個人が識別される情報として不開示としている。

そこで検討すると、法第78条第1項第2号本文には「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

もつとも、法第78条第1項第2号本文に規定する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当すれば例外的に開示対象となる。そのため、以下本件不開示情報の同号ただし書該当性を検討する。

ア 警部補以下氏名

警部補以下氏名は、本件事案を措置した警部補以下の警察官の氏名であることが認められる。

よって、警部補以下氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人が識別される情報に該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

また、警部補以下氏名は、新聞の異動記事その他いかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められず、「法令の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、同号ただし書イに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

イ 本件措置状況内容

本件措置状況内容は、本件事案に関する本件相談者の申出に基づく措置状況内容であることが認められる。

本件措置状況内容は、「相談者（申出者）」欄の氏名等の情報と一体となって、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人が識別される情報に該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

また、本件措置状況内容は、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しないことから、同号ただし書イに該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が、法第78条第1項第2号を理由に本件処分を行ったことは妥当である。

なお、審査請求人は、前記4(2)のとおり主張するが、本件措置状況内容は、本件事案に関する本件相談者の申出に基づく措置状況内容が記載されており、かかる情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められない。

(2) 法第78条第1項第7号柱書について

本件措置状況内容について、実施機関は、前記3(2)ウのとおり、法第78条第1項第7号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記5(1)イのとおり、同項第2号本文に該当するため、法第78条第1項第7号柱書該当性については、判断しない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 2 1 日	○ 諮 問
令和 7 年 1 月 3 0 日 (第351回審査会)	○ 審 議
令和 7 年 2 月 1 8 日 (第352回審査会)	○ 審 議
令和 7 年 3 月 3 1 日	○ 審査請求人から主張書面及び資料 提出
令和 7 年 4 月 2 1 日 (第354回審査会)	○ 審 議
令和 7 年 5 月 2 7 日 (第355回審査会)	○ 審 議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 畠 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 9 月 10 日現在）（五十音順）